○国土交通省告示第九十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の二十九の規定に基づき、軽自動車検査協会事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届出があったので、同法第七十四条の三第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

軽自動車の検査事務を行う事務所の名称及び変更後の所在地並びに検査事務を開始する日

名称	所在地	検査事務を開始する日
軽自動車検査協会宮城主管事務所	宮城県仙台市宮城野区中野字腰廻九九番地（四八Ｂ―二四Ｌ）	平成二十六年二月二十四日

○国土交通省告示第九十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の二十九の規定に基づき、軽自動車検査協会事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届出があったので、同法第七十四条の三第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

軽自動車の検査事務を行う事務所の名称及び変更後の所在地並びに検査事務を開始する日

名称	所在地	検査事務を開始する日
軽自動車検査協会沖縄事務所	沖縄県浦添市字港川五一二番一二	平成二十六年二月十七日

○国土交通省告示第九十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

高下谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十五年国土交通省告示第二百四十七号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

岡山県美作市豆田

字高下	一一一番	一号
	一一〇番	二号から四号まで
	一一九番	五号
	一二五番	六号
	一一七番	七号及び八号
	一一三番	九号及び十号
	一一五番一	十一号

○国土交通省告示第九十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

柳田三号沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県大田原市須佐木

字田ノ作　二〇一九番一　一号から八号まで

○国土交通省告示第九十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

当貝津川第十三支川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県北設楽郡設楽町三都橋

字上貝津	八番	一号
	七番	二号
	一三番一一	四号
	一三番一〇	五号及び六号
	一三番五	七号及び八号
	一三番三	九号
	一三番二	十号
	一四番	十一号
	二二番一	十二号
	二三番	十三号
字内貝津	一二番	三号

○国土交通省告示第九十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

赤木川一

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県上益城郡山都町緑川

字尾建	一三九〇番一	一号
	一四〇〇番	七号
	一三九八番	八号
	一三九四番	九号
	一三七三番	十号
字木ノ子木	又一四一九番	二号及び三号
	一四二〇番三	四号
	一四〇四番三	五号
	一四〇九番	六号

○国土交通省告示第九十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十五年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

(一)　九折瀬川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県球磨郡五木村甲

字九折瀬	四〇七三番七	一号から五号まで
	四〇七三番一	六号から九号まで及び十四号から十六号まで
	四〇七三番一九	十号から十三号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱十七号から八十九号までを順次結んだ線及び標柱十七号と八十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県球磨郡五木村甲

字八原	四一九九番四	十七号及び十八号
	四一九九番二	十九号から二十二号まで、二十七号から三十一号まで、七十三号から七十六号及び八十号から八十三号から九十号まで
	四二四一番二九	二十三号から二十六号まで及び七十七号から八十二号まで
	四二四一番二一	四十号から四十四号まで及び六十一号から六十五号まで
	四二〇五番五	三十二号から三十九号まで及び六十六号から七十一号まで
	四二四一番五七	四十六号及び四十七号
	四二一〇番七	四十八号から五十三号まで
	四二四一番三八	五十四号から五十八号まで
	四二四一番二七	四十五号、五十九号及び六十号
	四二〇五番五地先道路敷	